平成２７年（フ）第５０号
香川県善通寺市中村町1735番地２
債務者　大西　浩樹（旧姓兒髙）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１９３号
千葉県市川市末広２丁目８番24―302号
ジュネパレス市川第505
債務者　田中　章子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１３号
千葉県船橋市大穴北８丁目15番11号
債務者　三星　光次
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２０号
千葉県船橋市新高根５丁目６番13号　町田荘101号
債務者　松熊　**静**江
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３３３号
千葉県市原市惣社３丁目２番地24　ハイツソウジャ202
債務者　矢代　裕厚
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４６号
岐阜県恵那市岩村町富田2574番地３
債務者　竹内　　睦
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１７号
京都府南丹市日吉町四ツ谷柏木25番地１
債務者　髙倉善三郎
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
長崎県長崎市西海町1693番地14
債務者　森　　哲郎
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
長崎県長崎市飽の浦町11番９号
債務者　松下　英之
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
長崎県長崎市飽の浦町11番９号
債務者　松下　勝子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目５番14―206号
浦和寮
債務者　仲道　千明（旧姓宮里・濱里）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２２４号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西柿木67番地（64Ｂ２Ｌ）アメージング・エステートＢ棟102
債務者　奥山裕美子（旧姓笹）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
仙台市太白区郡山５丁目10番17号　郡山荘202
債務者　八巻　智子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
宮城県多賀城市八幡２丁目23番７号　メゾン・エグチ101
債務者　安倍ひろみ（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７８号
秋田市仁井田新田１丁目５番３号　トピア仁井田210号、前住所秋田県横手市安田字八王寺182番地グランデール五番館103
債務者　阿部　大介
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８号
秋田県山本郡八峰町八森字釜の上101番地
債務者　三輪　高広
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３４０号
千葉市稲毛区あやめ台２番33棟510号
債務者　成田　正良
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係